第32回甲府家庭裁判所委員会議事概要

日時:平成31年3月11日(月)午後2時から午後4時まで

場所:甲府庭裁判所大会議室

出席者:

家庭裁判所委員 (五十音順)

河田委員,河原委員,小林委員,櫻井委員,信田委員,辻村委員,土橋委員,森元委員,細田委員,渡辺委員

甲府家庭裁判所

石川首席家庭裁判所調查官,福本首席書記官,佐々木次席家庭裁判所調查官,近間主任家庭裁判所調查官,波左間主任書記官,松澤家庭裁判所調查官,田崎事務局長,青木事務局次長,石丸総務課長,後藤総務課課長補佐(書記)

議事テーマ:少年審判手続と教育的働き掛けについて

(次回期日及びテーマは今後調整)

1 東日本大震災八周年追悼式の当日における弔意表明について

議長から午後2時46分から1分間の黙とうを捧げる旨の提案があり、委員から ち異議なく了承された。

2 新任委員の挨拶

新任の河原委員から挨拶があった。

3 議事等

- (1) 本日のテーマの趣旨及び進行について(議長)
- (2) DVD視聴「少年審判~少年の健全な育成のために~」
- (3) 事件動向・統計数値について(櫻井委員から説明)
- (4) 少年審判手続における教育的働き掛けについて(近間主任家庭裁判所調査官から説明)
- (5) 質疑応答・意見交換

(発言者 ■:委員長, 〇:委員, □:裁判所 〇□:裁判所委員)

- 審判不開始と不処分とはどう違のか、裁判所から補充説明をしてください。
- ○□ 審判不開始とは、調査の結果、そもそも審判を開始しないものであり、不 処分とは、審判は開始するけれども、開始した後に、少年院送致や保護観察な どといった処分をせずに、「不処分」として手続を終わらせることです。
- 少年が罪を犯したとして家庭裁判所に送致されたけれども、審判不開始となったというのは、罪を犯していなかったということになるのでしょうか。どのような違いがあって、審判不開始と不処分となるのでしょうか。
- ○□ 必ずしも少年が罪を犯した事実がないことから審判不開始となるわけではありません。少年が罪を犯したものの、家庭裁判所調査官(以下「調査官」という。)の調査が行われ、その中で教育的働き掛けが行われ、少年がよく理解や反省をしているといった理由から審判を開始するところまで手続を進めないというのが審判不開始の例で、不処分というのは、審判不開始となる事案と罪の程度に差があるというか、審判を行う中で裁判官から直接説諭をすることが必要であるような場合に使い分けをしています。
- 被害金額といったことも関わりがありますか。
- ○□ 確かに、犯した事の軽重も一つの要素ではありますが、少年の資質や環境 など、その他の要保護性も考慮して決定しています。
- 少年事件は、正確には「少年保護事件」といい、刑事事件を起こした報いを 受けさせるだけではなく、少年の資質や環境などの要保護性をよく検討した上 で、審判をするかしないか、あるいは審判をした上で処分するかしないかを決 める仕組みとなっています。
- 少年が再犯をした場合、その少年が過去に審判不開始や不処分とされた記録 というのは、裁判所に残っているものなのでしょうか。
- □ 少年事件の記録は、通達等に従って一定期間裁判所に保存されます。保護観察や少年院送致などの処分がされた場合には、少年が26歳に達するまで記録

が裁判所に保存されるので、再犯の場合には、過去の記録もあわせて裁判官が 検討することになります。

- 観護措置が取られた後に冤罪であったことが分かった場合には、審判不開始となるのか、それとも統計数値には含まれないことになるのか、どちらでしょうか。先ほどの説明によれば、審判不開始イコール無罪ではないということでしたが、実際に罪を犯したけれども審判不開始となる少年もいれば、冤罪だった少年が後に審判不開始となることもあるということだとすると、観護措置自体が誤りだったとしたら、冤罪だった少年の権利をどのように回復するのか疑問に思い、質問しました。
- ○□ 「非行なし」, つまり非行事実はなかったけれども, 観護措置により身柄 を拘束されたということになれば, 補償の問題となります。
- 「非行なし」というのは審判不開始の中の、ひとつのカテゴリーと考えていいのでしょうか。
- むしろ「非行なし」で審判不開始となるケースはそれほどないのではないでしょうか。例えば、審判を開始してから、手続の中で非行事実がなかったことが分かるケースがあり、その場合は不処分となることがありえます。不処分というのは、「非行なし」で不処分となるケースと、非行事実はあるけれども処分するまでには至らないケースがあることになります。刑事裁判と必ずしもイコールではないですが、不処分というのは、刑事裁判でいうところの執行猶予で、審判不開始は、不起訴処分といったイメージではないでしょうか。
- 非行事実があったのか、なかったのかが争われるケースでは、審判を通して 事実が解明されるということの方が多いのかもしれませんね。 ところで、少年友の会というのはどういった会でしょうか。
- □ 裁判所に協力していただいている,地域コミュニティのようなイメージの組織です。主に,調停委員が少年友の会の会員を兼ねておられることが多いのですが,調停委員に限らず,幅広い分野の方々に協力していただいています。

- 少年の要保護性は、個々の少年によって様々な側面があります。その意味では、少年の立ち直りを支援するためには、例えば家族関係を再構築したり、家族機能を強化したり、交友関係を改善させたり、人によっては就労の安定を図るとか、生活目標の立て直しをさせる、あるいは社会生活に必要な規範意識を含めた態度を習得、涵養させたり、自尊心、自信を回復してもらうとか、個々の少年に応じた様々な働き掛けを選択することが必要であり、本日のテーマとした教育的働き掛けも、そういった複数の側面に効いてくるものと考えているところです。
- 少年非行の特徴に、共犯者率が高い点があるということですが、非行集団からどのように切り離すのでしょうか。先ほど視聴したDVDでも、少年が学校に行くようになった、家でもいい子になってきているというシーンがありましたが、学校に行くようになったら、そこに昔の仲間が集まってくるとか、引っ張ってくるとか、実際のところはいかがでしょうか。また元の仲間が集まってきて、結局は元に戻ってしまうという事例はあるのでしょうか。それとも、昔の仲間と絶対に会わないようにする、何か効果的な手段というものが考えられているのでしょうか。
- ○□ おっしゃるように、実際のところは非常に難しいところで、せっかく非行集団から切り離そうとしているにもかかわらず、また集まってきてしまうという事例も残念ながらございます。手段ということでは、これまで就労していなかった少年であれば、県外で受け入れてくれる就労先を確保して、働きに行かせて頑張らせてみるとか、親族宅に下宿させるなどして県外の学校に進学させるとか、事案によっていろいろな方法があります。
- □ 正式な統計数値ではなく概数ではありますが、平成29年中に甲府本庁及び 都留支部も含めて、体系的に整備された教育的働き掛けを行った少年は、約5 0人います。そのうち、再非行があったことが分かっているのは3人で、その 余の少年については、裁判所においては、その後の再非行は確認されておりま

せん。友達の影響を受けないように100%切り離すということは、実際には 困難だとは思いますが、教育的働き掛けを施すことによって、少年自身の心の 芯のようなものが少しだけ強くなって、友達と接していても再非行には至らず に、一歩手前で踏みとどまることができるのではないかということを期待して います。

- 御指摘のように、交友関係が断ち切れず、保護観察処分になってせっかく教育的な働き掛けを受けたにもかかわらず、再犯してしまうケースがない訳ではありません。再犯が積み重なっていくと、そのような少年は少年院に送致されて、根本的な生活の立て直しをさせることもあります。少年院や保護観察所の中でも、交友関係を断ち切らせるために、グループワークや、保護観察官や保護司の指導など、いろいろな働き掛けをしていると聞いています。
- 保護観察中に教育的働き掛けがされるケースというのは、どの程度あるので しょうか。
- 頻度についての正確なところは分からないのでお答えできませんが、保護観察所の方から、特に少年や若年者に対しては、積極的に教育的働き掛けを行っていると聞いています。教育的働き掛けの一つの例として、地域の大きな神社などの清掃活動をさせると、参拝者などから感謝されて、自分も社会に貢献できるという自信を持てた、といった感想を持つというようなことを伺っています。
- 裁判所が教育的働き掛けで少年に清掃をさせている公園というのは、人が少なく、目立たないということはないでしょうか。裁判所に送致された少年の活動ということで、目立たないようにひっそり行うのがいいのか、それとも、先ほど、保護観察所の活動では地域の大きな神社を清掃させるという話もありましたが、人がたくさんいて、御苦労さんなどと声を掛けてもらいやすい場所の方がいいのか、どのようなやり方が効果的と考えられているのでしょうか。
- 調査官の方で、教育的働き掛けで、例えばボランティア活動をしてもらう際

にどういった活動がいいと考えているとか、そのような観点から、何かありま すか。

- □ 前回行った公園の清掃活動の際に、たまたま保育園が公園を利用していて、 少年たちが掃除しているのを見て、保育園児たちが「せっかくお兄さんたちが 掃除したんだから、きれいに使わなくちゃいけないね。」というような会話を していて、それを聞いていた少年たちが非常に感激したということがありまし た。また、公園を清掃している若者たちが家庭裁判所に送致された少年たちだ ということは周囲には分からないので、公園に来た方が「ごくろうさん。」と 声を掛けてくれることがあって、何人もの少年の感想文に、それがとても嬉し かったと書かれていました。身分さえ明かさなければ、閉ざされた環境で活動 を行うよりも、開かれた場所で行った方が、少年たちにとってはプラス効果が 高いものと考えています。
- 本日は、調査官の大変さや苦労がよく分かりましたが、調査官は、少年に対しては1対1で向き合うのか、それとも場合によっては複数の調査官で向き合うこともあるのでしょうか。
- □ 調査官が様々な教育的働き掛けを実際に行う際は、調査官1人で個別に対応していることが多いです。ただし、試験観察の場合は、試験観察期間というのはある程度期間が長くなり、また、試験観察となるのはそれなりに難しい問題を抱えた少年が多いので、裁判官から共同調査命令の発令を受け、複数の調査官で試験観察を行うことが多いです。できるだけ少年と心を通わせて、少年の気持ちを持ち上げるような働き掛けを中心に行う調査官と、少年の気持ちがゆるんでくるようなときに、しっかりと目的を再確認させるなど厳しく接する調査官といったように、役割分担をしながら働き掛けをしています。
- 単純な疑問ですが、調査官というのは、勤務地は変わっても、裁判所職員と してはずっと「調査官」なんでしょうか。
- □ 調査官は、一般的には何年か周期で異動しますが、その地域ごとの特徴を捉

- え、地域の資源の利用も検討しながら、教育的働き掛けを行っています。慣れてきた頃に異動になることもありますが、異動先では、前任地でのよかった点も参考にしながら、その地域に合った教育的働き掛けを考えてやっています。
- □ 調査官は、調査官補の採用試験で裁判所に採用されます。試験制度が変わることはありますが、心理学や社会学を始めとするいくつかの行動科学の知見の分野から受験し、合格すると2年間の研修を受けて調査官に任官します。少年事件だけでなく、調停などの家事事件にも携わります。
- 補導委託制度というのは今回初めて知りましたが、どのように補導委託先を 決めるのでしょうか。
- □ 補導委託については、民間の方に一定期間少年を預ける制度なので、補導委託制度に対する理解があって、熱心に少年に関わっていただける受託者であるかどうかが最も重要であると考えており、受託者とは何度も打合せを重ねた上で依頼をしています。また、受託者として裁判所に登録する際にも、いきなり登録するのではなく、話合いを重ねながら、実際に少年を試験的に受け入れていただくなどして、受託者の感想や、やりやすかった点、やりにくかった点などを伺いながら次の少年の受け入れを検討していただいたり、関係をつなぎながら進めているところです。
- 最近の甲府家庭裁判所での具体的な補導委託について、紹介できる事例はありますか。
- □ 私が担当した少年は、職を転々としていたので、職業体験を積ませ、長期的に安定して就労することができるかどうか観察しました。委託先は、とび職の会社で、6か月ほどお世話になりました。少年にとってきつい仕事もあったかもしれませんが、社長さんに熱心に指導を受けて、少年も頑張って最後までやり遂げることができたという事例があります。
- 私は家事調停委員をさせていただいており、調査官には、家事調停事件でも よく関与していただいています。調停では、子どものいる夫婦の離婚事件を扱

うことが多いのですが、そういった家庭の子どもたちが非行に走るという意味ではないのですが、家庭環境というのは、子どもにとって非常に大切なものだと思っています。申立書などから子どもについて悩んでいるような記述がないかよく読み込み、事案によっては、第1回調停期日から調査官が立ち会うこともありますし、調査官が立ち会わない事件であっても、離婚調停で子どもがいる場合には優先的に子どもの状況を聴取して、いつも調査官と相談しながら調停を進めています。調停委員にできることは何であるかと考えたとき、離婚の紛争で頭がいっぱいになっている両親に、少しでも子どもの視点を持ってもらえるよう、できるだけ意識的に働き掛けをするようにしており、そうすることで、両親の離婚紛争で一番傷つき大変な立場に立たされている子どもにとっての環境が少しでも改善されるよう、配慮しながら調停を進めています。私は、少年友の会にも所属しており、万引き被害を考える講習にも参加したことがありますが、少年が親と一緒に参加し、書店長やコンビニの店長のお話を聞き、真面目に一生懸命感想文を書いて提出するといった様子を見て、このまま再犯をすることがないようにと、祈るような気持ちでいます。

○ 少年事件に限らず、我々のこの社会は、応報刑的というか、悪いことをやったのだから罪を負うべきだ、という考えが非常に強いように思われます。教育的働き掛けというのも、目的刑論的発想というか、本人の更生や矯正、立ち直りといった目的で行うものだと思うのですが、そのような要素がすっぽり抜けて、応報刑的な考えになっている人が多いように思われますが、そのような傾向になる理由は、どういったことからなのか、専門職種の方に聞いてみたいと思います。私は、大学で卒論の指導をするのですが、学生は、少年法に非常に関心が高く、少年の匿名報道や適用年齢の引き下げなどについて毎年取り上げられます。授業では、少年法の理念などについてもよく説明していますが、多くの学生が、少年の要保護性ということよりもむしろ、悪いことをやったのだから匿名ではなく実名で報道すべきだとか、少年院に入るべきだとか、少年法

の適用年齢の上限は引き下げるべき、というような、むしろ厳罰化すべきという方向で論じられることが非常に多いんです。なぜそのような考え方になるのかと日頃から疑問に思っており、少年事件に限らず、そのあたりを伺ってみたいと思います。

- その点は、法律家に共通する議論だと思いますが、法曹関係の委員はいかがですか。
- なるほど、そのように考える学生たちがいるのかと思いました。検察官としては、もちろん少年の要保護性という範疇で考えても、やったことに対する応報、やったことに対して対応する部分というのは、当然あると考えています。検察官は、前提としての証拠を適正に収集して、適切な事実認定、真実に近いところを明らかにするのが責務であり、その後は家庭裁判所にお任せしています。
- ○□ 歴史を学ぶと、ハンムラビ法典などを見ても、悪いことをしたら罰せられるという応報刑的な考え方は大昔からあり、そのような考え方はもちろん現在の刑事処分にもあって、国民が広くそのような考えを持っているのは、ある意味で歴史的には当然ではないかという気はします。逆に、罪を犯した少年に対しては、社会として保護して、悪い方向に行かないように導くべきだという方がむしろ新しい考え方なのではないでしょうか。

先日,犯罪被害者等の置かれた立場,状況等に関する理解を深めるための研究会に出席する機会がありました。被害者の立場からすれば,自分にこんなひどいことをした犯人に対しては,できるだけ重い処罰をしてもらいたいと思っている訳です。ところが,加害者が少年であった場合には,被害者も被害者の代理人弁護士も非常に苦慮することがある,被害者の弁護士が,被害者本人に対して,ある意味あきらめるようにというようなことを言わざるを得ない場合もあるというお話を伺いました。少年審判に携わる立場としては、教育的働き掛けの一環ということでもありますけれども,せめて被害者

の立場を考えて、審判を通じて、少年に対して、被害者のことをよく考える ように、被害者に謝罪し、被害を弁償するようにと説諭するようにしていま す。

○ 弁護士の立場からすると、少年事件の付添人をする場合に、刑事弁護人と同 じような感覚になってしまうケースがあります。本来、少年法の理念は少年の 保護であって、どのような処分を下すのがいいかということで言えば、この少 年を立ち直らせるためには、この少年であれば少年院に送致すべきだ、という ような考え方も取りうるはずなんです。ですが、実際の少年院の教育がはたし て少年の立ち直りに効果的なのか、少年院に送致することが少年の保護という 面で言えばかえってマイナスになることもあるのではないか、そういった場合 には、刑事の弁護人的な発想からすると、なるべく軽くしてあげたいという葛 藤が生じます。どうして学生の応報刑的発想が強くなるのかということについ ては、それはやはり歴史的な側面が非常に強く影響しているのだと思います。 逆に、日本がある意味で特殊で、ここまで少年にとっての保護を考えている国 は、他にはないんです。日本の社会の在り方として、基本的には、悪いことを やった人は処罰されなければならないけれども、ただ、少年に関しては、少年 法によって処罰するということよりも、その少年を立ち直らせて、どのように 社会に適合させていくかを重視するという制度を日本という国は取っていると いうことだと思います。しかし、少年法の適用年齢の問題や死刑の適用に関し ても、年齢の引下げが議論されてきています。少年法で少年を保護しなければ ならない一方で、少年法が適用される事案の中にも、検察官送致、いわゆる逆 送という制度があって、これは、少年の保護というよりも、少年にも大人と同 じ裁判を受けさせて大人と同じ処罰をするというケースです。少年法で保護を 重んじる制度になってはいますけれども、それは一定限度の範囲内のことであ って、それを超えた場合に関しては、保護というより、むしろ刑罰を与えると いうシステムにもなっていていわゆるせめぎあいのような状態と認識していま

す。

- 報道する側の話を少しさせていただきたいと思います。少年事件で、匿名に せず実名で報道すべきということは、事件が起きると確実に出てきます。なぜ 実名にするのか、 匿名にするかというのは、 法の下でしっかり裁いてほしいと いうことであって、つまり、さらしものにするということではないはずなんで す。特に、実名を出せとか、何でも匿名はだめだなどと言い出したのは、やは り現在のようなネット社会になって、そういうことを言う人間が、自分の名前 も名乗らずに、匿名でそういうことを言ってくる、自分の言葉に責任を持たず にネットに流してしまうという、ちょっとおかしなことになっているんです。 我々は、少年事件だけでなく、匿名にするか実名にするかは、誰かにそう言わ れたからといった理由ではなくて、しっかり取材した上で、社内で議論して、 これは実名で報道しなければならない、これは匿名にしなければならない、被 害者の保護の必要性などといった様々な観点から匿名にしなければならないと いう判断をするのであって、少なくとも我が社は、悪いことをしたから実名で 報道したほうがいいという声が大きいからといって、それに惑わされるような ことにはしたくないと考えています。おそらく他の報道機関も同じように考え ていると思います。ところが、新聞社やテレビ局が匿名で報道しても、結局ネ ットに実名が出て来るのであれば匿名にする意味があるのかということで、一 部週刊誌などが実名を出すことがあります。けれども、私どもは、その点につ いては、報道機関としての矜持を持ちながらしっかりとやっていきたいと思っ ています。
- 本日は、非常に熱心に議論をしていただきました。今後の裁判所における少年審判手続の運用をよりよいものにするために生かして参りたいと思います。 本日はどうもありがとうございました。